

(素案)

京都市地域コミュニティ
活性化推進計画（仮称）

第1章 はじめに

1 基本的な考え方

人それぞれに、思いや考えにさまざまな違いはあっても、だれもが安心してくらし
ていくためには、地域にくらす人と人とのつながりや支え合い、すなわち地域コミュ
ニティがしっかりと維持されていなければなりません。

京都市は、地域コミュニティがわたしたち一人ひとりにとって、とても大切なもの
であるという普遍の価値観を今一度皆が共有し、地域コミュニティを活性化させるこ
とにより、将来にわたって地域住民が支え合い、安心して快適にくらすことができる
地域コミュニティの実現を目指し、「京都市地域コミュニティ活性化推進条例」を制定
しました。

<京都市地域コミュニティ活性化推進条例（前文）>

ここ京都では、長い歴史の中で培われた住民自治の伝統や支え合いの精神に基づき、
自治会、町内会その他の地域住民の組織する団体が中心となり、地域コミュニティが
形成され、これらの団体の活動が京都の発展に大きく寄与してきた。

しかしながら、近年、居住形態や生活様式の変化に伴い、自治会、町内会その他
の地域住民の組織する団体に加入する住民の割合が低下し、及び地域活動に参加する
地域住民が減少したことにより、地域住民相互のつながりが希薄になり、子育てや高
齢者の生活の支援、災害時の被害の軽減その他の地域社会において生活するうえで重
要な課題を解決するために必要な地域コミュニティの活力が低下することが危惧され
ている。

このような状況において、東日本大震災が発生し、地域コミュニティの重要性への
認識がより深まる中、良好な地域コミュニティを維持し、及び形成していくためには、
地域住民相互の交流を促進することにより地域住民が支え合う地域のつながりを強化
するとともに、地域住民相互の協力と支え合いの精神に基づく自主的かつ活発な地
域活動が行われる必要がある。

ここに、本市は、地域自治を担う住民組織、事業者等との連携の下に、地域住民が
行う地域活動を支援し、地域コミュニティの活性化を推進することにより、将来にわ
たって、地域住民が支え合い、安心して快適に暮らすことができる地域コミュニティ
を実現することを決意し、この条例を制定する。

2 計画の位置付け

この計画は、京都市基本計画「はばたけ未来へ！^{みやこ}京プラン」(平成22年12月策定)の分野別計画の一つとして、京都市地域コミュニティ活性化推進条例に基づき、地域コミュニティの活性化を総合的かつ計画的に推進するために定めるものです。

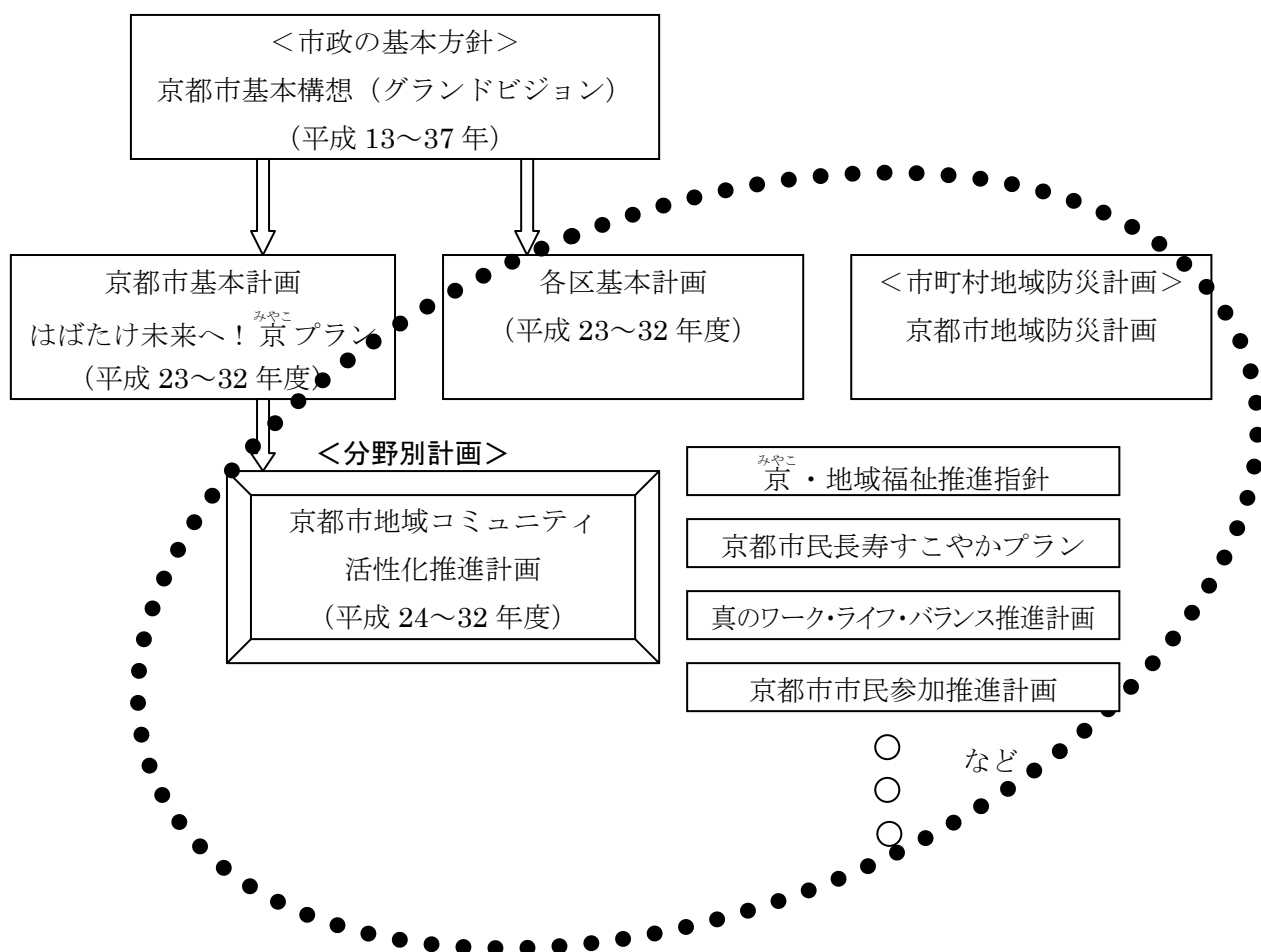
各区基本計画や、災害対策基本法に基づく「京都市地域防災計画」、更には「^{みやこ}京・地域福祉推進指針」等、地域コミュニティの活性化に関連する各分野別計画との整合を図りながら、地域コミュニティの活性化のための施策を効果的に推進していきます。

3 計画期間

京都市基本計画「はばたけ未来へ！^{みやこ}京プラン」の計画期間(平成23～32年度)に合わせ、平成24年度から32年度までを本計画の計画期間とします。

(*ただし、本計画は、概ね3年ごとに点検し、必要に応じ、見直し・充実を行っていくこととします。)

<計画の位置付け(イメージ)>



第2章 計画の目標

ライフスタイルなどの変化により、ひとむかし前のような、お隣どうしでお醤油を貸し借りするといったご近所づきあいはなくなってきました。でも、誰もが安心して快適に暮らし続けていくためには、やはりご近所の「つながり」が大切であることはいつの時代でも変わりません。

京都市は、この大切なご近所の「つながり」をはじめ、人と人とのつながりを強め、地域コミュニティを活性化させていくため、京都市基本計画「はばたけ未来へ！京^{みやこ}プラン」において、「市民生活とコミュニティ」に関して掲げる「みんなでめざす10年後の姿」の実現を目指します。

「はばたけ未来へ！京^{みやこ}プラン」に掲げる「みんなでめざす10年後の姿」

1 だれもが気軽に参加できる場所があり、安心してくらすことができている

だれもが気軽に参加できる居場所があり、それぞれがつながり、支え合うことで、安心してくらすことができている。

2 地域の課題に主体的に取り組める多様なコミュニティができている

地域のさまざまな課題に対して、住民が関心をもって参加し、自立して、関係機関と連携しながら主体的に取り組める多様なコミュニティができている。また、京都の特色である学校を中心としたコミュニティも活発な取組を行っている。

3 自分たちの地域の課題を把握し、解決に取り組んでいる

それぞれのコミュニティが、環境や子育て、青少年の育成など、自分たちの地域の課題を把握し、解決に向けて取り組んでいる。

4 地域コミュニティと行政とのパートナーシップが深化している

地域コミュニティが身近な課題の解決に向けて主体的に取り組んでおり、まちづくり支援のために整備された行政組織が支援するかたちで、地域コミュニティと行政とのパートナーシップが深化している。

5 さまざまな分野の市民活動団体が地域コミュニティと連携して活動している

NPOやボランティア組織などさまざまな分野ごとの市民活動団体と町内会・自治会等の地域コミュニティが、それぞれの活動のニーズに基づいて役割を補完し合いながら、連携して活動している。

京^{みやこ}プラン実施計画に掲げる共汗指標

(目標値は平成27年度)

- ・自治会等加入率 70% (平成22年度) ⇒77% (現況値の1割増)
- ・NPO法人数 741件 (平成22年度) ⇒960件 (現況値の3割増)

*目標となる指標は、今後、適宜検討し、追加していきます。

第3章 具体的な方針

第2章に掲げる、地域コミュニティが活性化した「みんなでめざす10年後の姿」を実現するため、以下の方針に基づいて施策を推進していきます。

1 「だれもが気軽に参加できる場所があり、安心してくらすことができる」姿の実現を目指して

- ① くらししていくうえで気軽に集える居場所があると、ふれあい、話し合う機会が増え、地域の中の「他人」が「他人」ではなくなり、くらしの質も豊かになります。そんな**居場所づくりを進めます**。
- ② 地域にくらす人々の絆が深まり、お互いが少しずつ気を配り合えば、例えば、一人暮らしのお年寄りや、子どもたちの遊びや通学も安心が増します。**地域で見守り、支え合えるまちづくりを進めます**。
- ③ 万が一災害が起こったとき、行政にできることには限界があります。やはり頼りになるのはご近所の助け合い。市の防災計画の見直しも踏まえ、**地域の防災力を高めるまちづくりを進めます**。

[施策の例]

- 集会所の新築、修繕等の支援（文化市民局）
自治会・町内会等が行う集会所の新築、修繕等に要する経費の一部を補助します。
- 身近な集いの場としての公園の更なる活用促進（建設局）
地域コミュニティの身近な集いの場である公園について、住民参加の下、より地域ニーズにあった再整備を行うなど、更なる活用促進を図ります。
- 市民活動センターの利用促進（文化市民局）
身近な活動拠点として、だれでもが気軽に利用いただける市民活動総合センター、いきいき市民活動センターの利用促進に努めます。
- 既存の市有施設を活用した活動の場づくり（各局、区役所・支所）
小学校の余裕教室や市営住宅の住戸など、市が所有する施設を有効に活用し、地域における活動の場として利用できるよう検討していきます。
- 民間施設の活動の場としての提供の呼び掛け（各局、区役所・支所）
商店街の空き店舗や事業所の空きスペースなど、民間で所有している施設のうち、自治会・町内会等の活動の場として提供できるものがないか、所有者への呼び掛けを行います。また、既に地域活動の場として提供していただいている施設等の情報を収集し、

発信していきます。

- 高齢者の居場所づくり支援（保健福祉局）
空き家や商店街の空き店舗等，地域の身近なスペースを活用した高齢者の居場所づくりに対し，開設時の施設のバリアフリー化等の整備や必要な備品を購入するための経費や運営等に係る経費の一部を助成します。
- 学校・地域が協働して進める新たな学びの場の創出（教育委員会）
学校と保護者・地域住民が協力しながら，手作りで身近な学びの場を創出する「学校ふれあい手づくり事業」などを推進し，その企画や製作，利用などを通して学校・家庭・地域の連携を深めるとともに，学校を核とした地域コミュニティの発展を図ります。
- 京都市スポーツの絆が生きるまち推進会議の推進（文化市民局）
スポーツを通じて地域の絆を深めるため，スポーツ団体間が競技間，世代間のつながりを形成するための議論を行い，協働型事業を実施していきます。
- 地域の安心安全ネットワーク形成支援（文化市民局，区役所・支所）
防犯や防災，子どもの安全，地域福祉など，幅広い地域の安心・安全に関する様々な問題に対して地域で取り組む「安心安全ネットワーク」に，補助金の交付，防犯用具の貸出し，NPOなどによる防犯・交通安全出前講座，学生防犯ボランティアとの合同啓発等の支援を行います。
- 一人暮らしお年寄り見守りサポーター事業（保健福祉局）
高齢者福祉に関心のある方に，高齢者への目配りを中心としたボランティア活動を担う「一人暮らしお年寄り見守りサポーター」として登録していただき，地域包括支援センターと連携しながら，一人暮らし高齢者等が安心して健やかに暮らせる環境を整えます。
- 共汗による地域におけるまちづくりや防災機能の強化（区役所・支所）
区役所・支所におけるまちづくり支援機能を強化するとともに専任の防災担当職員を配置し，自治会・町内会，NPO・ボランティアの方々との共汗により，地域におけるまちづくりや防災機能の強化を推進します。
- 身近な地域の市民防災行動計画づくり（消防局）
住民自らが，町内版の防災計画である「身近な地域の市民防災行動計画」を作成し，随時，見直しを行うことで地域の災害対応力の向上を図ります。

2 「地域の課題に主体的に取り組める多様なコミュニティができている」姿の実現を目指して

- ① 自治会・町内会などの地域の団体に、多くの住民が参加すれば、地域の自治力・自立力が高まり、よりくらしやすいまちにしていけることができます。**地域の活動に、より多くの住民が積極的に参加する、みんなが主役のまちづくりを進めます。**
- ② 子育てや福祉など、さまざまな目的で思いを同じくするなかまが集まり、活動を始めれば、くらしの中の課題を、自分たちの力で解決することにもつながります。そんなくらしの質を向上させる、**市民のさまざまな自主的活動を支援していきます。**
- ③ 地域の未来の担い手を育てるためには、子どものときから地域になじみ、学ぶことが大切です。幼稚園、保育所、小・中学校などと連携し、**地域のみんなで子どもを共に育むまちづくりを進めます。**

[施策の例]

- 地域へ新たに転入される方への情報提供等（文化市民局，区役所・支所）
新たに転入される方などが、地域活動に参加・協力するきっかけとなるよう、地域コミュニティの大切さを語りかけるリーフレットを作成して、区役所・支所の窓口などで配布するほか、住宅関連事業者を通じ、入居予定者へ地域活動の状況等をお伝えします。
- 地域コミュニティの活性化に功績があった事業者の顕彰（文化市民局）
お店や事業所の一部を地域活動のために開放する、共同住宅にお住まいの方と周辺にお住まいの方の交流に積極的に協力するなど、地域コミュニティの活性化に貢献していただいた事業者を顕彰します。
- 真のワーク・ライフ・バランス推進事業（各局，区役所・支所）
「地域社会への貢献」や「健康で文化的な生活の実現」をも含めた真のワーク・ライフ・バランスを推進する方策を検討し、オール京都市役所の体制で実施します。
- 「子どもを共に育む京都市民憲章」の実践推進（教育委員会）
子どもを健やかで心豊かに育む社会をめざす「子どもを共に育む京都市民憲章」の理念が市民生活の隅々まで浸透し、社会のあらゆる場で実践行動の輪が広がっていくよう、市民ぐるみ・地域ぐるみで取組を展開します。
- コミュニティ・スクールの推進（学校運営協議会の設置）（教育委員会）
地域や保護者の方などに学校運営に参画いただき、地域と一体となった学校づくりを推進するとともに、地域、家庭、学校が協働し、将来の地域の担い手となる子どもたちを共に育てます。

3 「自分たちの地域の課題を把握し、解決に取り組んでいる」姿の実現を目指して

- ① 地域の良いところ、足りないところをみんなが知ることが、愛着を持てるまちづくりへの第一歩。みんなが自分たちの地域に気付き、良いところを伸ばし、足りないところを補うために行動を始める、**自ら気付き、行動するまちづくりを支援します。**
- ② 地域のみinnなどでより良いまちづくりをしていくためには、他の地域の活動事例を知り、お手本にすることも効果的。そういった情報をわかりやすく提供していくなど、**より良い地域の実現に向けた知恵の共有を支援します。**

[施策の例]

- 自治会・町内会等の情報発信の支援（文化市民局，区役所・支所）
地域の歴史や自慢，わかりやすい会計報告などを，より多くの地域住民に知ってもらえるよう，ニュースの発行やホームページの作成など，自治会・町内会等の情報発信を支援します。
- 地域と連携した京都ならではの空き家活用の推進（都市計画局）
空き家の掘り起こしや地域の魅力，すまい方の発信により，空き家の流通と地域の活性化を促進します。また，「京都型空き家条例」を制定し，空き家の再整備，活用を総合的に推進します。
- シンポジウムの開催（文化市民局）
地域コミュニティの活性化に結びついた取組事例などを，広く共有し，今後の取組に活かしていただけるよう，成功事例などを紹介するシンポジウムを開催します。
- 地域コミュニティ活性化支援助成制度の創設（文化市民局）
地域コミュニティの活性化に向けた自治会・町内会等の自主的な取組に対し，必要な経費の一部を助成する制度を創設します。
- まちづくりに関する専門家の派遣（文化市民局，区役所・支所）
自治会・町内会等による，まちづくりの取組に対し，必要に応じ，活動に対する助言等を行う，まちづくりの専門家「まちづくりアドバイザー」を派遣します。
- ^{みやこ}京・地域福祉パイロット事業（保健福祉局）
多様化する福祉ニーズに対応するため，地域福祉に関する住民主体の先進的な事業について助成を実施します。

4 「地域コミュニティと行政とのパートナーシップが深化している」姿の実現を目指して

- ① まちづくりは、自治会・町内会などによる、日頃からの地域での自主的な活動を基盤に、学区自治連合会等の地域自治を担う住民組織と行政がともに連携して取り組むことが大切です。そのために、自治会・町内会等の実情の把握や、京都市の施策等のわかりやすい提供に努め、**お互いの顔が見えるまちづくりを進めます。**
- ② 自治会・町内会などの活動は、悩みごとの相談先が見つかりにくいもの。地域コミュニティの活性化に係るさまざまな相談に対し、共に考え、必要な情報や助言ができるような体制を整備するなど、**地域と行政が共に歩むまちづくりを進めます。**

[施策の例]

- 区民まちづくり会議の設置（区役所・支所）
自治会組織，学識経験者，事業者，NPO等の参加の下，各区の独自性を生かした区民まちづくり会議を設置し，各区基本計画の実現や地域課題の解決に取り組みます。
- 「区民提案・共汗型まちづくり支援事業予算」の創設（区役所・支所）
地域による主体的なまちづくりを，区長・担当区長を先頭に，区役所が柔軟かつスピーディにしっかりと支えていく協働の仕組みとして，京都ならではの地域力を生かした新たな予算システムを創設します。
- 地域コミュニティサポートセンターの設置（文化市民局）
市民活動総合センターや景観・まちづくりセンター，まちづくりアドバイザー等と連携し，地域コミュニティ活性化に関する区役所・支所での相談対応等を支援し，助言，調整等を行う総合的な相談窓口「地域コミュニティサポートセンター」を設置します。
- 地域コミュニティの活性化に寄与する商店街づくりの推進（産業観光局）
商店街等が行う，公共的な共同施設の設置や改修，地域の魅力を高めるために市民活動団体等と連携して実施する事業に対する補助を行います。
- 自治会・町内会，NPOポータルサイト（仮称）の開設（文化市民局）
自治会・町内会等の活動状況などの情報についてデータベースを作成し，NPOに関する情報とともに，どなたでもご覧いただけるようにします。
- 参加・協働を推進する人材育成と交流の創出（総合企画局）
先進的に行われている協働の取組を，自治会，NPO法人等の市民活動団体や企業，大学，行政等の構成員と一緒に学び交流する機会を創出します。

5 「さまざまな分野の市民活動団体が地域コミュニティと連携して活動している」姿の実現を目指して

- ① 地域を良くするために、それぞれの目的に応じて活動する団体が、地域の中に複数あります。快適でくらしやすい地域をつくる共通の目的のもとに、**地域のさまざまな団体等が連携し、行動するまちづくりを支援します。**
- ② 地域の中の課題について、考えたり、活動したりしている団体や個人は、地域の中だけにあるものではありません。地域をよりくらしやすくするための活動に、市民活動団体や大学等の研究機関などが手を携え、共に取り組むことができる、**つながりが広がるまちづくりを支援します。**

[施策の例]

- 自治会・町内会等とNPO法人等のマッチングの支援（文化市民局）
市民活動団体の運営や活動を支援している市民活動総合センターにおいて、自治会・町内会等が行う地域活動と、NPO法人等が行う活動が相乗効果をもたらすよう、必要に応じ、両者のマッチングを支援していきます。
- 認定NPO法人への移行に向けた支援（文化市民局）
税制上の優遇が受けられる「認定NPO法人」への移行を支援するため、講座の開設、個別相談などを実施します。
- NPO、自治会・町内会ポータルサイト（仮称）の開設[再掲]（文化市民局）
市内で活動するNPO法人の活動内容などの情報を網羅し、自治会・町内会に関する情報とともに発信するポータルサイトを構築・運用します。
- 学まちコラボ事業の推進（総合企画局）
大学の人材育成、地域の課題解決や活性化を図ることを目的として、大学と地域が連携して行う取組に助成金を交付します。
- 輝く学生応援プロジェクトの推進（総合企画局）
学生と地域との交流を図るため、地域の行事と学生のサークルとをコーディネートする「むすぶネット」などのプログラムを実施します。
- 行政内の更なる連携（各局、区役所・支所）
地域コミュニティ活性化策の推進にあたって、行政の縦割りによって地域にご迷惑をお掛けしないよう、庁内連絡会議を設置するなど、行政内の更なる連携を図ります。

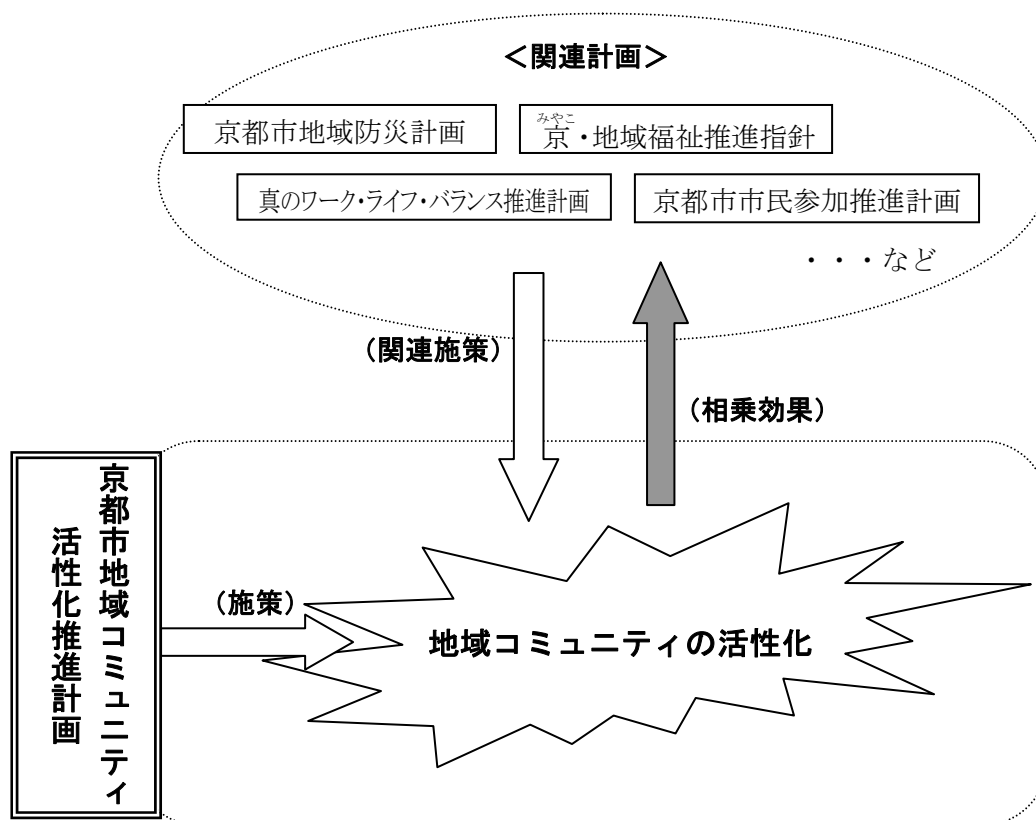
第4章 計画の推進に当たって

1 関連施策と地域コミュニティの活性化

地域コミュニティは、市民の皆さんのくらしのベースにあるものです。ですから、京都市が、市民の皆さんがより幸せに暮らしていくために定めたさまざまな計画は、その多くが地域コミュニティに関係します。例えば、地域の防災力の向上を目的とする「京都市地域防災計画」、地域福祉の増進を目的とする「^{みやこ}京・地域福祉推進指針」といった計画を推進していくためには、地域コミュニティの活性化が欠かせません。したがって、これらの計画に基づく施策は、結果として地域コミュニティの活性化にもつながるものが多くあります。

また逆にいえば、地域コミュニティが活性化していくことは、「京都市地域防災計画」や「^{みやこ}京・地域福祉推進指針」など、さまざまな分野の計画の目的の実現にもつながっていきます。

そのため、この計画の推進に当たっては、地域コミュニティに関わるさまざまな計画の下で進めている関連施策を十分視野に入れ、それらの整合性を図りながら、それぞれの施策が相乗効果をもたらすよう取組を進めていきます。



2 年度ごとの事業計画の策定

計画の推進に当たっては、「京都市地域防災計画」や「京・^{みやこ}地域福祉推進指針」をはじめ、さまざまな計画の下で進めている地域コミュニティに関わる施策と整合性を図りながら、年度ごとに、関連施策を含め、具体的な推進施策についての事業計画を策定し、京都市地域コミュニティ活性化推進審議会（次項参照）からのご意見等をいただきながら取組を進めていきます。

3 京都市地域コミュニティ活性化推進審議会による進行管理

この計画の推進に当たっては、京都市地域コミュニティ活性化推進条例に基づき設置した、京都市地域コミュニティ活性化推進審議会において、年度ごとの事業計画、施策の実施状況等について審議していただき、そのご意見をもとに、随時改善を図りながら取組を進めていきます。

4 庁内連携の推進

「京都市地域防災計画」や「京・^{みやこ}地域福祉推進指針」をはじめ、地域コミュニティに関わるさまざまな計画の下で、さまざまな部署が施策を進めていることを踏まえ、いわゆる行政の縦割りによる弊害を生じさせることのないよう、庁内連携会議を設置し、常に関係する部署が連携しながら一体となって、全庁あげて取組を進めていきます。

第5章 計画の点検

この計画は、施策の推進状況や社会の動きなどに柔軟に対応し、より効果的なものとしていくため、概ね3年ごとに、審議会において点検し、必要に応じ、見直し・充実を行っていくこととします。

